

1 休日保育登録申込書に添付していただく書類について

(1) 「休日に保育が必要である」ことを証明するための書類

(利用する子どもの父母それぞれの人ごとに必要です。また別途申立書等が必要となる場合があります。)

- (ア) 常勤、パート等で休日に働いている場合・・・在職証明書(休日保育)
- (イ) 自営業、内職、農業等で休日に働いている場合・・・就労申立・証明書(休日保育)
- (ウ) 出産前後の場合・・・母子健康手帳の写し
- (エ) 疾病にかかる、負傷しているまたは心身に障害がある
 - a 病気、ケガの場合・・・医師の診断書(写し可)
 - b 身体障害、知的障害または精神障害の場合
・・・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し
- (オ) 親族を常時介護・看病している
 - a 病気の人を介護・看護している場合・・・申立書及び医師の診断書、介護保険被保険者証の写しなど
 - b 身体障害、知的障害または精神障害のある人を介護している場合・・・申立書、身体障害者手帳療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し及び通園・通学証明書など
- (カ) 震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっている場合・・・申立書など
- (キ) 求職活動をしている場合・・・申立書など
- (ク) 就学している場合・・・在学証明書など
- (ケ) 虐待やDVのおそれがある場合
・・・警察署が交付した「DV被害者が相談した事実を記載した書面」など
- (コ) 育児休業取得時にすでに保育を利用している子どもがいて、休日においても保育が必要な場合
・・・申立書など

※ 上記以外にも書類を提出していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 休日保育個人票(同様の書類でも可)

(3) 休日保育個人票及びお迎えカード用の写真

- a 利用する子ども・・・1枚(個人票用)
 - b お迎えに来られる保護者・・・2枚ずつ(休日保育個人票用、お迎えカード用)(※)
- ※ 大きさは、3×2.5(cm)で、3か月以内に撮影したものを準備してください。裏面に氏名の記載をお願いします。
- ※ お迎えカードは2枚までしか発行しませんので、お迎えに来られる頻度の高い方2名の写真を添付してください。

2 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いに関する確認事項

(ア) 収集した情報の取扱い

休日保育の実施に関して収集した情報については、利用目的の範囲のみ使用し、利用目的を遂行するために業務を委託する場合及び本人の同意を得た場合を除き、第三者に提供はいたしません。

(イ) 利用目的

収集した情報の利用目的は次のとおりです。

- a 休日保育の実施基準の調査の事務
(例) 電話・訪問による申請書及びその他必要な事項の内容確認・調査
- b 保育園の休日保育の実施に必要な情報の提供
(例) 休日保育利用登録申請書、児童の健康状況表に記載された内容